

咲洲庁舎における次世代型太陽電池普及啓発事業に関する協定書

積水化学工業株式会社（以下「甲」という。）、大阪府（以下「乙」という。）及び大阪市（以下「丙」という。）は、大阪・関西万博で使用された甲所有の次世代型太陽電池（以下「本物件」という。）を活用した「咲洲庁舎における次世代型太陽電池普及啓発事業」（以下「本事業」という。）の実施にあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業概要）

第2条 本事業は、甲、乙及び丙が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて主力技術となる本物件を乙が管理する施設（次条に定める設置場所をいう。以下「乙施設」という。）に設置し、普及啓発等を行うことにより、万博レガシーとしてのペロブスカイト太陽電池の普及拡大を図ることを目的に実施する。

（活用物件）

第3条 本物件は、次のとおりとする。

- （1）品 目：ペロブスカイト太陽電池（大阪ヘルスケアパビリオン屋内設置分）
- （2）数 量：12セット（3枚／セット）
- （3）設置場所：大阪府咲洲庁舎3階南側
- （4）設置方法：吊下げ方式

（役割分担）

第4条 本事業の実施に当たっての甲、乙及び丙の役割分担は、次のとおりとする。

- （1） 甲は、乙に対し本物件を無償にて貸与し、乙はこれを借用することとし、それぞれ使用貸借の取扱いとする。
- （2） 甲は、本物件の技術的説明、性能データ等の必要に応じた提供など、乙及び丙に対し、技術的な観点からの協力を行う。
- （3） 乙は、本物件、本物件を用いて発電するために必要な設備（以下「発電設備」という。）を調達の上乙施設に設置し、管理を行う。
- （4） 丙は、乙施設における本物件を活用した現地PR活動に必要な機器等（以下「PR機器等」という。）を調達し、乙に対し無償にて貸与し、乙はこれを借用することとし、それぞれ使用貸借の取扱いとする。また、乙は借用したPR機器等について乙施設に設置し、管理を行う。
- （5） 乙及び丙は、甲と連携して、本物件を活用したペロブスカイト太陽電池の普及拡大に向けた普及啓発を行う。

(費用負担)

第5条 前条各号に定める事項の実施に係る費用は、当該事項を実施する当事者が負担するものとする。

(本物件の引渡し)

第6条 甲は、乙に対し、令和8年3月31日までに本物件を引渡すものとし、本物件の引渡し及び設置に係る一切の費用は乙の負担とする。

2 甲は、大阪・関西万博会場から本物件を撤去し、前項の引渡しまでの間、本物件を保管するものとし、これらの一切の費用は甲の負担とする。

(免責)

第7条 甲は、本物件を現状有姿にて引き渡す義務のみを負い、請求原因如何に関わらず、品質不良、保守・メンテナンス、本物件による権利侵害等について一切責任を負わない。但し、設備不具合時において本物件の技術的な観点からの点検が必要である場合、甲はその点検に協力する。

(遵守事項)

第8条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって本物件を管理するとともに、乙及び丙は、甲の指示する使用方法に従い、通常の使用に従って本物件を使用する。

2 乙は、本物件が商用化された製品ではなく開発段階のものであり、構造的・化学的・電氣的及びその他の関連する安全性が確立されていないことを認識したうえで、自己の責任と負担において安全対策を講じ、本物件を設置するものとする。

3 乙及び丙は、前項の内容を認識したうえで、本物件を使用するものとする。

4 乙及び丙は、本物件に不具合が発生した場合、直ちに発電を停止するとともに甲へ通知する。不具合への対応については、甲の指示に従い適切に対処するものとする。

5 乙及び丙は、甲の事前の書面による承諾なく、以下の各号の行為をしてはならない。

(1) 本物件を本事業以外に使用すること

(2) 本物件を第三者に貸与、売却、担保提供等の処分を行うこと

(3) 本物件の分析、解析、リバースエンジニアリング、改造等を行うこと

(4) 本物件を乙施設以外の場所に設置すること

6 乙及び丙は、甲の求めに応じ、本物件の発電データ等を甲に提供する。

(事業終了後の措置)

第9条 本事業が終了した場合、乙は直ちに本物件を甲に、終了時点での有姿にて返還する。

当該返還に係る費用負担は、乙及び丙にて別途協議し決定するものとする。

2 前項の規定による返還後の本物件の処分については、甲の費用負担により甲が実施する。

- 3 本事業が終了した場合、乙は発電設備を乙施設から撤去する。当該撤去に係る費用は乙が負担するものとする。
- 4 本事業が終了した場合、丙は乙に対するPR機器等の貸与を終了し、乙施設からPR機器等を撤去する。当該撤去に係る費用は丙が負担するものとする。

(期間)

第10条 本協定の期間は、本協定締結日から令和10年3月31日までとする。但し、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙又は丙から書面による本協定終了の申し出がない場合、本協定は更に1年間継続し、以後も同様とする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙丙誠意をもって協議のうえこれを解決する。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年1月29日

東京都港区虎ノ門二丁目10-4

甲：積水化学工業株式会社

代表取締役社長

加藤 敬太 ⑩

大阪府中央区大手前2丁目

乙：大阪府

代表者 大阪府知事職務代理者

大阪府副知事

山口 信彦 ⑩

大阪府北区中之島1丁目3番20号

丙：大阪市

代表者 大阪市長職務代理者

大阪府副市長

高橋 徹 ⑩